

総務部優良工事施工者表彰選考基準の細則

(目 的)

総務部優良工事施工者表彰選考基準第6の規定に基づき、総務部優良工事施工者の部長表彰及び発注機関の長表彰の選考基準にかかる細則を定める。

(部長表彰)

推薦工事の内、評価点が高く、より優秀な工事を部長表彰とする。

(発注機関の長表彰)

推薦工事の内、委員会において表彰の決定を得たものから、部長表彰を除いたものとする。

(評価方法)

評価は採点方式とし、別表「優良工事表彰採点表」により各部会員が採点を行い、最高点と最低点を除いた点数の平均点をもって評価点とし、順位付けを行うものとする。

(評価結果の審査)

部会における採点の結果、評価点が25点以上の推薦工事を委員会の審査対象とする。

(附 則)

この細則は、令和5年3月8日より施行する。